

＜移転登録（自動車を売買したとき）のご案内＞

I. 事前に用意し、持参していただく書類等

区 分	必 要 書 類 等	注 意 事 項
旧所有者	1. 自動車検査証	紛失している場合は再交付が必要です。
	2. 譲渡証明書	旧所有者の実印を押印したもの（新所有者の押印は不要）
	3. 印鑑証明書	3ヶ月以内のもの
	4. 実印（又は委任状）	申請代理人が来所される場合は、実印を押印した委任状
	5. その他	旧所有者の住所や氏名又は名称が変更されている場合
	・住民票、戸籍の付票等	←個人の住所が変更されている場合（3ヶ月以内のもので、住所のつながりが証明できるものが必要です）
	・戸籍謄本（抄本） ・登記簿謄本（抄本）	←個人の氏名が変更されている場合（3ヶ月以内のもの） ←法人の住所又は名称が変更されている場合（3ヶ月以内のもの）
新所有者	6. 印鑑証明書	3ヶ月以内のもの
	7. 実印（又は委任状）	申請代理人が来所される場合は、実印を押印した委任状
新使用者	8. 住所を証する書面	個人の場合は住民票、法人の場合は印鑑証明書又は登記簿謄本（抄本）の写し。（本店以外で登記簿謄本（抄本）で証明できない場合、事業証明書など（3ヶ月以内のもの））
	9. 印鑑若しくは署名（又は委任状）	申請代理人が来所される場合は、押印若しくは署名のある委任状
	10. 自動車保管場所証明書	警察署長発行の車庫証明書：発効日後40日以内のもの
ナンバーを 変更する場合	11. 当該自動車	他管轄からの転入などによりナンバーが変更になる場合
	12. 希望ナンバー予約済証	希望ナンバーに変更する場合

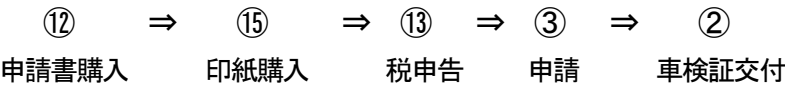
- ※新所有者と新使用者が同じ場合には、「8.」及び「9.」については不要です。
- ※新所有者が未成年の場合は、親権者が確認できる戸籍謄（抄）本、親権者全員が実印を押印した同意書及び親権者のうち1名の印鑑証明が必要です。
- ※代表取締役が同一人の法人間で移転登録を行う場合や代表取締役個人から法人又は法人から代表取締役個人への移転登録を行う場合は、承諾を証する書面として取締役会等の議事録又はその写しを添付して下さい。
- ※「譲渡証明書・委任状」については、⑫番窓口にて販売しております（各15円）。

II. 当事務所において作成していただく書類等

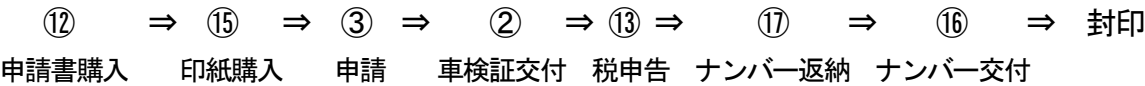
書 類 等 の 種 類	料 金 等
申請書（OCRシート：1号）	用紙代：30円・・・用紙売り場（⑫番窓口）
手数料納付書（手数料印紙500円）	用紙代：無 料・・・印紙売り場（⑮番窓口）
自動車取得税申告書	用紙代：無 料・・・県税申告（⑬番窓口）

III. 窓口の順序等

●ナンバーを変更しない場合



●ナンバーが変更になる場合



検査登録事務所

自動車会議所

